

断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の変更の扱いについて

2023/1/27

① 断熱等性能等級の変更の取扱い

	変更内容		計算書 (外皮計算)	取扱いの区分
・評価書に数値の表記がある場合 (UA値、ηA値)	すべて		要	変更設計
・評価書に数値の表記がない場合 (UA値、ηA値)	すべての変更が同等又は安全側※1		不要	変更申告
	上記以外 (配置変更に伴う方位変更を含む)		要	変更設計

② 一次エネルギー消費量等級の変更の取扱い

	外皮断熱性能	設備性能	計算書	取扱いの区分
・評価書に数値の表記がある場合 (床面積当たりの設計一次エネルギー消費量)	変更有り	変更有り	要	変更設計
		変更無し	要	変更設計
	変更無し	変更有り	要	変更設計
・評価書に数値の表記がない場合 (床面積当たりの設計一次エネルギー消費量)	変更有り (同等又は安全側) ※1	変更有り (同等又は安全側) ※2	不要	変更申告
		変更有り	要	変更設計
		変更無し	不要	変更申告
	変更有り	変更有り	要	変更設計
		変更無し	要	変更設計
	変更無し	変更有り (同等又は安全側) ※2	不要	変更申告
		変更有り	要	変更設計

※1 「同等又は安全側」とは以下の変更

- ・断熱構造の変更 断熱材の種類や厚さが変わるが、明らかに性能が同等以上である変更
- ・開口部の変更 熱貫流率の性能が同等以上である開口部 (サッシ、ガラス、ドア等) への変更
同一面、同一性能の外壁にある同面積の開口部の移動 (庇等による影響が無い場合に限る)

※2 「同等又は安全側」とは以下の変更

- ・設備性能 省エネ性能が同等以上である変更
太陽光発電の増設

注意 変更の計算書が不要で変更申告とする場合でも、変更計算書が提出され、再審査を行う場合は変更設計の扱いになります。